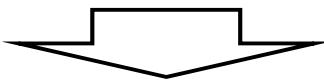


# 医療機関の具体的対応方針の協議について

令和6年(2024年)2月 熊本県健康福祉部健康局医療政策課

- 今般、令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が認識されたことや、医師の時間外労働の上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組みを進めることが重要であることに追加的に留意し、2022年度(令和4年度)及び2023年度(令和5年度)において具体的対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。
- これまで公立・公的・民間医療機関においては、2025年を見据え、構想区域において担うべき医療機関としての役割や、医療機能ごとの病床数を含んだ具体的対応方針を検討いただき、それぞれの地域調整会議で協議・合意してきたところ。



### 令和4年度の具体的な取組み

- 本県では、まず、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証（令和元年度）」の対象となった医療機関※1の具体的対応方針の検証を引き続き進め、地域調整会議で協議する。

※1：協議未了の熊本市立植木病院、宇城市民病院、国立病院機構熊本南病院、小国公立病院

- 上記以外の公立・公的医療機関、民間病院及び有床診療所については、追加的に示された留意事項を踏まえ具体的対応方針の検証（公立病院は「公立病院経営強化プラン」の策定）に着手する。検証後、平成30年度以降実施してきた協議の進め方※2に沿って、地域調整会議において決定する協議方法・協議順序に基づき、令和5年度にかけて順次協議を行う。

※2：「政策医療を担う中心的な医療機関等」は統一様式により、その他の民間病院及び有床診療所については、地域調整会議で決定する方法（病床機能報告結果を一覧にした資料により一括して協議する等）により協議する。

## 熊本・上益城地域医療構想調整会議の協議方法

第9回熊本・上益城地域医療構想調整会議  
(令和4年7月30日)資料1

- 従前の「統一様式」及び一覧等に、**新たな留意事項**を追加で記載したうえで、再検証する。

区分	政策医療を担う中心的な医療機関等	その他の病院及び有床診療所
協議方法	個別説明（「統一様式」）	地域調整会議で決定する方法 ⇒ <b>一覧を用いて一括して協議</b>
時期	令和4～5年度	令和5年度
項目	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 医療機関や構想区域の現状と課題</li><li>➤ 地域において今後担うべき役割</li><li>➤ <b>新興感染症への対応</b></li><li>➤ <b>医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策</b></li><li>➤ 病床機能ごとの推移(現状、2025年)</li><li>➤ 診療科の推移</li><li>➤ 病床稼働率や紹介率・逆紹介率(数値目標)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 地域において今後担うべき役割</li><li>➤ <b>新興感染症への対応</b></li><li>➤ <b>医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策</b></li><li>➤ 病床機能ごとの推移(現状、2025年) =病床機能報告を活用<ul style="list-style-type: none"><li>※ 病床機能報告では任意であるため、必要に応じて聞き取り等</li></ul></li><li>➤ その他地域調整会議が必要と認める項目</li></ul>

# 熊本・上益城地域医療構想調整会議の協議順序

第9回熊本・上益城地域医療構想調整会議  
(令和4年7月30日)資料1※一部修正

地域調整会議	令和4年度						令和5年度														
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	7/30 第1回 会議						2月頃 第2回 会議 ①				6～7月 第1回 会議 ②			10～11月 第2回 会議 ③				2月ごろ 第3回 会議 ④～⑤			

## ①再検証要請対象医療機関

熊本市立植木病院

第10回調整会議(R5.2.18)  
で合意済

## ②影響が県下全域に及ぶことが見込まれる医療機関【6】

熊本大学病院、熊本医療センター、  
熊本赤十字病院（日赤熊本健康管理センターセンター）、済生会熊本病院、  
熊本市立熊本市民病院、福田病院

第11回調整会議(R5.7.27)  
で合意済

## ④の医療機関及び⑤

## ③公立公的医療機関等及び民間病院(①②を除く)【5】

熊本中央病院、熊本地域医療センター、  
山都町包括医療センターそよう病院、  
熊本機能病院、大腸肛門病センター高野病院

第12回調整会議(R5.11.2)  
で合意済

## ④民間病院(②③を除く) 【4】

くまもと森都総合病院、杉村病院、慈恵病院、矢部広域病院

## ⑤その他の病院及び有床診療所

- 政策医療を担う中心的な医療機関等（①～④）から統一様式を用いて協議する。
- その後、その他の病院及び有床診療所（⑤）について、病床機能報告等を活用した一覧を用いて一括して協議する。